

○酒々井町企業立地促進条例				
対象区域	酒々井南部地区新産業団地・墨工業団地			
事業形態	町外事業者の新規立地、町内事業者の既存事業の全部移転、町内事業者の新規事業の新規立地			
	酒々井南部地区新産業団地		墨工業団地	
新規立地 奨励措置	【新規立地奨励金】 ・固定資産税・都市計画税相当額 補助率 100% 期間 5年 上限額 なし ・法人町民税相当額 補助率 100% 期間 5年 上限額 なし		【新規立地奨励金】 ・固定資産税相当額 補助率 100% 期間 5年 上限額 なし ・法人町民税相当額 補助率 100% 期間 5年 上限額 なし	
雇用促進 奨励措置	【雇用促進奨励金】 ・町民新規常用正規雇用者一人あたり 20万円 ・町民新規常用非正規雇用者一人あたり 5万円 ※正規雇用・非正規雇用ともに、障害者は10万円加算 ・算定対象期間 5年間（一人につき5回まで） ※非正規雇用から正規雇用への雇用形態切り替えの場合、交付回数の通算はしない ・交付期間 最長10年			
適用要件	【規模要件】 敷地面積 3,000㎡以上 【雇用要件】 町内在住新規常用正規雇用者数 5人以上 ※新規立地に伴う転入者の計上は可能		【規模要件】 投下固定資産額1億円以上 【雇用要件】 町内在住新規常用正規雇用者数 10人以上 ※新規立地に伴う転入者の計上は可能	
対象用途	準工業地域の用途制限及び地区計画の制限に違反しない施設		工場・研究所、付帯施設 ※市街化調整区域のため開発許可要件を満たすもの	
対象業種 (日本標準 産業分類)	地区区分	大分類	小分類・細分類	
	A地区	情報通信業	放送業・映像、音声文字情報制作業	
		宿泊業、飲食サービス業	宿泊業	
		生活関連サービス業、娯楽業	映画館・興行場、興行団・公園、遊園地・テーマパーク	
		教育、学習支援業	博物館、美術館	
	B地区	製造業	全業種	
		情報通信業		
		卸売業、小売業		
		学術研究、専門・技術サービス業		
		運輸業、郵便業	道路貨物運送業	
宿泊業、飲食サービス業		飲食店		
生活関連サービス業、娯楽業	洗濯業・その他の公衆浴場業・映画館・興行場、興行団・公園、遊園地・テーマパーク			
教育、学習支援業	博物館、美術館			
上記のほか、特に町長が認める業種				